

政府関係機関に要望書を提出 市と市議会、基地の返還など11項目

市と市議会は7月13日、基地問題全般にわたる要望書を防衛省や外務省など政府関係機関に提出しました。

行政面積の18%弱を占める厚木基地の存在は、本市のまちづくりの阻害要因となつているばかりでなく、航空機騒音や墜落の不安など、市民生活に大きな影響を与えています。

こうしたことから、基地の早期返還を基本姿勢としつつ、空母艦載機の騒音に長年苦しめられてきた市民の悲願である、岩国基地への移駐の着実な実施と一日も早い実現、航空機の安全



- ① 超過密化の中の基地の移転
- ② 恒常的使用のされていない施設などの即時返還
- 2 在日米軍再編協議の最終合意事項の早期・着実な実施
- ① 一日でも早い空母艦載機移駐の実施
- ② 硫黄島に替わる恒常的訓練施設の確保

- 3 騒音対策
- ① 厚木基地での着陸訓練の禁止
- ② 空母の横須賀滞在中に繰り返される訓練の硫黄島での実施
- ③ 22時以降(深夜)の飛行の厳禁
- ④ 基地周辺地域におけるヘリコプターの継続的な旋回飛行の禁止
- ⑤ 学校行事や入学試験時期のほか、市民行事が実施される日の飛行活動の禁止など、厚木飛行場周辺の航空機の騒音軽減措置の全面的見直し

- 4 市民の安全対策
- ① 航空機の十分な整備・点検、パイロットの安全教育の徹底と飛行方法などの再検討
- ② 米軍人などによる事件事故の防止のため綱紀粛正の徹底
- ③ 基地内における調整池の早期完成
- ④ 基地開放時の交通、入場待ち来場者対策
- 5 住宅防音工事
- ① 市内全域を対象区域に指定
- ② 建築年次制限の撤廃
- ③ 工事希望者全戸の速やかな実施
- ④ 空気調和機器機能復旧工事の速やかな実施
- ⑤ 防音建具機能復旧工事の対象年次の引き上げと速

- 6 防音施設の維持管理
- ① 全ての防音施設施設の維持管理費の助成
- ② 太陽光発電システムの導入
- 7 NHK放送受信料の助成
- ① 放送受信料の市内全域助成
- 8 電話料金の助成
- ① 電話料金への定額助成
- 9 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に基づく対策事業
- ① 関連事業予算の増額、申請事業の完全採択と全額国庫負担の実現
- ② 民生安定施設改修工事に係る助成措置の拡充
- ③ 航跡観測システムの設置と騒音測定費用に対する助成

- 10 基地交付金・調整交付金の交付額の引き上げ
- ① 対象資産に対する固定資産税相当額の交付
- ② 地方税の非課税措置による税制上の損失の全額補てん
- 11 第二種区域指定に伴う財源補てん・適正な維持管理
- ① 第二種区域の指定に伴う固定資産評価額の下落と移転に伴う市税などの減収に対する財源補てん
- ② 移転跡地の適正な維持管理
- ③ 無償使用許可の柔軟な対応

【要望先】

内閣総理大臣、外務大臣、財務大臣、総務大臣、防衛大臣、内閣官房長官、日本国駐在アメリカ合衆国大使など



児童扶養手当など

利用者は年1回の届け出を

子育てを支援する次の制度を利用していただく場合、継続して利用する資格があるか審査するため、年1回の届け出が必要で、届出を出さないとお手当や助成を受けられなくなります。対象者は、子育て支援課(☎

70・5664)へ直接届け出てください。

児童扶養手当(現況届)

▼対象 児童扶養手当(ひとり親家庭の方への手当)を受けている方(所得制限での支給停止者を含む)▼期間 8月3日〜31日▼持ち物 印鑑、手当証書、今年1月2日以降に転入した方は27年度所得課税証明書

ひとり親家庭等医療証(現況届)

▼対象 ひとり親家庭等福祉医療証を受けている方▼期間 8月11日〜9月10日▼持ち物 印鑑、医療証、健康保険証(カードの場合)

特別児童扶養手当(所得状況届)

▼対象 特別児童扶養手当を受けている方(所得制限での支給停止者を含む)

27年度所得課税証明書▼その他 児童扶養手当の現況届を行った方は、医療証の届け出省略可

文化会館工事完了

8月から利用できます

愛称「オーエンス」も使用開始



▲外観イメージ(写真は一部加工)

文化会館の改修工事がこのほど完了し、8月1日から利用を再開します。安全で快適な利用環境を確保するため、老朽化した施設を改修したもので、今年2月の着工に伴い休館して

いました。防衛省の補助金を充てて施工し、外壁などを改修したほか、大ホール舞台照明の一部をLED化しました。

併せて同日から、同館の愛称が「オーエンス文化会館」になります。愛称の命名権を(株)オーエンス(大木一雄代表取締役、東京都中央区)が取得したことによるものです。愛称の使用期間は32年3月31日までの4年8か月で、施設の看板や広報あやせなどの刊行物の表記も愛称に統一します。

命名は愛称のみで、文化会館の正式名称を変更するものではありません。

今後も、綾瀬の文化芸術の発信地として多種多様の催し物を開催します。

園生涯学習課 ☎70・5658 (施設関係)、☎70・5670 (愛称関係)。